

介護保険施設・介護サービス事業所
高齢者入所施設等 御中
(松江市に所在するものを含む)

島根県健康福祉部高齢者福祉課
(新型コロナウイルス感染症業務継続支援コアチーム)

新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金の事業終了について

本県の福祉行政の推進につきましては、日頃から格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の補助金については、新型コロナウイルス感染症流行下にあっても、介護サービス事業所等におけるサービス提供体制を確保していただくことを目的とし、実施しているところですが、国の事業が終了することにより、令和6年3月31日をもって事業終了となりますのでお知らせします。

なお、令和6年3月31日までに発生した経費については、補助の対象となりますが、今後の手続きについては下記のとおりとしますので、ご承知おきください。

記

1 交付申請手続きについて

令和6年1～3月に発生した経費について補助金の交付申請を行う場合であって、現時点で申請書を未提出である場合は、当面の新規申請は行わないようにお願いします。

申請受付は概ね5月中旬頃に再開し、6月末で締め切る予定としておりますので、あらかじめご準備をよろしく申し上げます（詳細は令和6年4月以降に改めてお知らせいたします）。

なお、所要見込額について、おって調査を予定しておりますので、あらかじめご承知おきください。

2 その他

令和5年12月以前に発生した経費に係る補助金の交付申請については、既に締め切っておりますので、念のため申し添えます。

【問い合わせ】

島根県健康福祉部高齢者福祉課
介護サービス提供体制確保事業担当
TEL 0852-22-5301, 6337 FAX 0852-22-5238
E-Mail kaigo-keizoku@pref.shimane.lg.jp

【参考】

対象経費の発生時期別の申請書提出期限等

経費の発生時期	申請書提出期限	備 考
令和5年3月以前	令和6年1月31日	締切済
令和5年4～9月		
令和5年10～12月	令和6年2月29日	締切済
令和6年1～3月	令和6年6月30日（予定）	当面、新規の申請受付は行わない（5月中旬より受付再開予定）
令和6年4月以降	事業終了につき補助対象外	